

食安輸発0308第2号

平成22年3月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

モニタリング検査の強化について

(中国産しいたけ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、中国産生鮮しいたけにおいて基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスを検出し、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

中国産しいたけ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬（クロルピリホスを含む。）